

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- | | |
|------------|---|
| (1) 調達番号 | 医病 009 |
| (2) 調達件名 | 注射筒輸液ポンプ [°] ケーデックシリンジポンプ [°] CSP-120-HZ 大研医器(株)製 1式 の
賃貸借 |
| (3) 数量 | 年間予定数量 564 式 |
| (4) 契約期間 | 令和8年6月1日～令和9年5月31日
ただし、診療報酬の算定方法の在宅医療に該当する管理料等に変更が
ない場合は、契約期間を令和10年5月31日まで延長できるものとする。 |
| (5) 納入実施場所 | 国立大学法人大阪大学医学部附属病院 |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 製造元より代理店の承認を受けている者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院 管理課 用度第二係
電話 06-6879-5126
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和8年5月28日 (木) 16時30分
(郵送又は宅配便により提出する場合には受領期限までに必着のこと)

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

見 積 書

調 達 番 号: 医病 009

調 達 件 名: 注射筒輸液ポンプ ケーテックシリンジポンプ CSP-120-HZ 大研医器㈱製 1式 の賃貸借

見 積 金 額 1式あたり月額 _____ 円也

国立大学法人大阪大学が定めた賃貸借契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

[印]

電話番号

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格(1)(2)】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

仕 様 書

レンタル物品の表示

品 名	規 格
注射筒輸液ポンプ	クーデックシリンジポンプ CSP-120-HZ 大研医器(株)製 (内訳) 本体 1台 取扱説明書 1冊 電源コード 1本

1. 賃借人（以下「甲」という。）は貸貸人（以下「乙」という。）の指定する様式の発注書を乙に送付することにより、上記レンタル物品（以下「物品」という。）の賃借依頼を行うものとする。
2. 乙は、甲の指示により、物品を必要とする患者（以下「使用者」という。）の使用場所に物品を設置するものとする。
3. 物品の引渡しは、乙は使用者と合意する期日に搬入設置し、試運転、物品の取扱い説明、緊急時の連絡先等説明を行い、この旨を設置完了届等により甲に通知したときをもって完了とみなすものとする。
4. 物品の引取りは、甲の指示により、乙が速やかに回収するものとし、回収完了届等で甲に通知するものとする。
5. 物品の設置、移動、回収、保管に要する費用は、すべて本契約に含むものとする。
6. 定期点検は、物品の引き渡し後、原則として年1回乙が行うものとする。
7. 乙は物品の定期点検、臨時点検及び保守を行った場合は、その都度業務管理日誌等を作成するものとする。また、甲からの求めがあった場合は、速やかに提示するものとする。
8. 乙は、緊急時の対応として、夜間、土日、祝日にかかわらず常時24時間サービス体制を施行するものとする。
9. 乙の従業員を物品の使用場所に立ち入らせる場合は、必ず身分証明書等を携行させ、風紀安全、衛生に努めるものとする。
10. 乙は、使用方法・緊急時連絡方法等を物品に掲示するものとする。
11. 法令によって定められた個人情報の取り扱いについては、法令を遵守するものとする。
12. 本仕様書に記載なき事項並びに不明な点は、甲と乙とが協議のうえ実施するものとする。

レンタル契約書(案)

レンタル物品の表示及びレンタル料金(1式当たり月額)

品名	規格	レンタル料金	うち消費税額及び地方消費税額
注射筒輸液ポンプ	ターデックシリンジポンプ CSP-120-HZ 大研医器(株)製 (内訳) 本体 1台 取扱説明書 1冊 電源コード 1本	円	円

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、レンタル料金に110分の10を乗じて得た額である。

賃借人 国立大学法人大阪大学医学部附属病院 病院長 坂田 泰史(以下「甲」という。)と貸貸人(以下「乙」という。)との間において、上記のレンタル物品(以下「物品」という。)について、上記のレンタル料金で、次の条項によりレンタル契約を締結するものとする。

- 第1条 乙は甲に対し物品を賃貸し、甲はこれを借り受けるものとする。
- 第2条 乙は、別紙1「仕様書」に基づき、甲の指示する場所へ物品を設置し、甲の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、物品が常時正常な状態で稼働するように定期点検、調整を行うものとする。
- 第3条 乙は、業務を行う上で知り得た甲に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第4条 乙は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙2「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第5条 契約期間は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までとする。
ただし、診療報酬の算定方法の在宅医療に該当する管理料等に変更がない場合は、契約期間を令和10年5月31日まで延長できるものとする。
- 第6条 納品書及び請求書は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第二係に送付すべきものとする。
- 第7条 レンタル料金は、毎月支払うものとし、甲が月末に物品の借入確認を行い、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第8条 レンタル期間に1ヶ月未満の端数が生じた場合は、品目毎に次の算出式により金額を算定するものとする。
1式あたり月額(税込)
$$\frac{\text{当月の歴日数}}{\text{当月の歴日数}} \times \text{当月のレンタル日数} = \text{当月分のレンタル料金}$$

(円未満切捨)
- 第9条 物品の保守及び点検の費用並びに物品の搬入、据付、調整、定期部品交換及び本契約の契約期間満了又は解約による物品の撤去費用は、レンタル料金に含まれるものとする。
- 第10条 甲は、本契約期間中、善良なる管理者の注意義務をもって物品を管理するものとする。

- 2 乙は、甲が故意又は過失によって、物品に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができるものとする。
- 3 前項の損害賠償額は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

第11条 甲は、物品の所有権が乙に属するものであることから、第三者が物品について権利を主張し、又は仮差押え、若しくは強制執行の申立て等をしようとした場合は、ただちに乙にその旨を通知し、乙の指示に従うものとする。

第12条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なしにこの契約に定める条項を履行しない場合は、文書をもって通告しこの契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合、甲は、乙に物品及び付帯消耗品を速やかに返還するものとする。また、契約解除の理由が甲の責による場合のほかは、返還に要する費用は、乙の負担とする。

第13条 乙は、乙の従業員を物品の使用場所に立ち入らせる場合は、乙の従業員に必ず身分証明書等を携行させ、立ち入りにあたっては、甲の同意を得るものとする。

第14条 契約保証金は免除する。

第15条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた賃貸借契約基準によるものとする。

第16条 この契約について、甲と乙との間に紛争が生じたときは、甲所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第17条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲と乙との間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため甲及び乙は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院
病院長 坂田 泰史

乙

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。